

警戒レベル第3段階における沖縄県対処方針の具体的実施内容
(感染拡大を食い止めるための緊急特別対策の実施について)

I 県民・事業者への対応事項

項目	実施内容
緊急事態宣言	<p>【7月31日発出(8月13日、8月28日変更)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一丸となった感染防止の取組により、県内新規感染者数は8月中旬をピークに減少傾向にあり、警戒レベルは第4段階を脱したが、まだ、第3段階(感染流行期)にとどまっている。 ○ 医療提供体制については、改善傾向にあるものの、引き続きひっ迫した状況にあり、さらに入院者に占める高齢者の割合が増加し、重症化リスクと入院の長期化が懸念される。 ○ 集団感染は、まだ全てが沈静化しておらず、今後新たな集団感染が発生すれば医療機関への負荷が一気に高まる危険性がある。 ○ このような状況から、沖縄の旧盆の時期と重なる8月30日から9月5日までの期間は、警戒を続けながら感染の収まりを見極める警戒監視期間とし、緊急事態宣言を延長した。 ○ 引き続き、県民一丸となって感染予防対策に集中して取り組むことで、現在の改善の流れを確定的にし、医療提供体制のひっ迫状況から脱することにより、今後の社会経済活動の正常化につなげていく。 <p>【期間】 8月1日(土)～8月29日(土) 【警戒監視期間】 8月30日(日)～9月5日(土)</p>
緊急事態宣言終了後の対応について	<p>【9月4日決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一丸となった感染拡大防止対策により、新規感染者数や療養者数の減少等、収束に向けた改善傾向が確認できることから、緊急事態宣言は9月5日を以て終了します。県民・事業者の皆様には、引き続き「新しい生活様式」の徹底や「感染拡大予防ガイドライン」の遵守をお願いするとともに、県等が行う感染防止対策にご協力いただきながら、必要な社会経済活動を行っていただくようお願いいたします。 ○ 一方、病床のひっ迫状況は改善の見込みはあるものの、引き続き感染拡大に注意が必要であることから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、下記のご協力をよろしく願います。
年末年始の医療崩壊回避のための緊急特別対策の実施について	<p>【12月14日決定(12月23日更新)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染対策の集中実施として、職場や会食、家庭での感染対策の徹底を呼びかけてきた結果、高齢者の割合が13%台に低下し、コロナ用病床利用率も約60%と改善傾向にありますが、未だに連日20人を超える新規感染者が発生しており、直近の目標である第2波が落ち着いた9月中旬の水準には至っておりません。また、コロナ以外の一般病床利用率は引き続き90%台を維持しており、警戒を要する状態です。 ○ 現在の感染源の割合は、飲食40%、家庭内23%、職場10%、医療・介護9%ですが、家庭内は持ち込まれて広がる感染であるため、主な感染源である飲食関係の感染を抑制する必要があります。 ○ このまま感染者数が減少しなければ、冬場の救急医療の増加も加わり、年末年始には医療崩壊を招く危険性が高まっています。医療崩壊が現実のものとなれば、本来、助けられる命を失うことにつながる恐れがあります。 ○ 年末年始の医療崩壊を回避するためには、なんとしても新規感染者数を減少させなければならず、今、このタイミングで緊急に実施する特別対策を本日の対策本部において決定しましたので、県民、事業者及び来訪者の皆様にはご協力をお願いします。 <ol style="list-style-type: none"> 1 営業時間短縮要請 2 離島への往来 3 帰省及び年末年始の行事 <p>(1)帰省 (2)イベント (3)忘年会・新年会などの会食 (4)成人式の開催</p>

<p>感染拡大を食い止めるための緊急特別対策の実施について</p>	<p>【令和3年1月8日決定】(1月14日更新)</p> <p>○ 12月14日から「年末年始の医療崩壊を回避するための緊急特別対策」を実施した結果、年末年始の救急医療体制を維持することができましたが、新型コロナ以外の病床利用率は正月明けから再び増加傾向にあります。新型コロナの新規感染者数も高い水準で推移しており、療養者数が再び400人を超えるなど医療提供体制のひっ迫が強く懸念される状況にあります。</p> <p>○ 5市(那覇市・浦添市・沖縄市・名護市・宜野湾市)に対し営業時間短縮の要請を行った結果、年末年始にかけて一定の抑制効果が認められたものの再び増加傾向にあり、他地域においても、飲食関連の感染が拡大している地域が見られます。</p> <p>○ また、1月7日に全国の新規感染者が初めて7,000人を超えるなど急速に感染が拡大しており、感染者の過半数を占める1都3県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県)に対しては、緊急事態宣言が発令されています。</p> <p>○ こうした県内外の状況を踏まえ、県としては、営業時間短縮の要請延長や往来自粛要請などの緊急特別対策を実施しますので、県民、事業者及び来訪者の皆様には、感染拡大を食い止めるため、是非ともご協力をお願いします。</p>
<p>沖縄県新型コロナ注意報・警報等について</p>	<p>○ 感染拡大やその兆候が確認された際等には、「沖縄県新型コロナ注意報」を迅速に発信し、特に必要な対策に絞ってピンポイントかつタイムリーな注意喚起を行うことで、社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、より効果の高い感染拡大防止対策の周知につなげます。</p> <p>また、感染拡大の兆候がより強く示された際の警戒を呼びかける際に「沖縄コロナ警報」を発出します。</p> <p>○注意報 (第1報:9月14日発信)大型連休の過ごし方について (第2報:10月2日)基本的な感染防止対策の再徹底について (第3報:10月14日)夜の繁華街における感染防止対策の徹底について(宮古島市平良西里・下里地区) (第4報:10月19日)市中感染防止対策の徹底について</p> <p>○警報 沖縄コロナ警報発信(10月26日) 「会食・会合」「職場内」「家庭内」の感染拡大防止対策の徹底 新型コロナ対策の集中実施 【第1弾:実施期間:11/20～12/11】 【第2弾:実施期間:12/14～1/12】 「年末年始を安全・安心に過ごすため「うつらない」「うつさない」行動を」 ①帰省編、②イベント編、③会食・職場編、④家庭編</p>
<p>1. 県民への依頼</p>	
<p>(1)新しい生活様式の徹底</p>	<p>○ 県民の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、うがい、定期的な換気、3密(密閉・密集・密接)の回避、毎日の体温測定・健康チェック、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動してください。</p>
<p>(2)外出時の注意について</p>	<p>○ 会食や会合などは、シーサステッカーを掲示した店舗を利用した上で、できる限り少人数でお願いします。対面では座らない等の感染予防対策にもご留意ください。</p> <p>○ クラスターが発生している場所や、3密の回避が難しい場所への外出は控えるようお願いします。買い物の際も、少人数・短時間で済ませるようお願いします。</p> <p>○ 高齢者等の重症化リスクが高い方との面会や接触は控えるようお願いします。</p> <p>○ 高齢者や有症状の家族等と接する時には、マスクをつけるようお願いします。</p>
<p>(3)新年会などの会食について</p>	<p>○ 新年会(友人宅でのホームパーティーを含む)などの会食については、感染リスクが高まるため、同居家族などいつも一緒にいるメンバーで、4人以下・2時間以内で夜10時に解散をお願いします。お酒は適度に、二次会は自宅をお願いします。</p> <p>○ 立食形式ではなく着席(座席指定)で移動はしない形式でお願いします。</p> <p>○ 隣席とは最低1m(又はアクリル板等仕切り設置)間隔をあげ、マスクやハンカチで口を覆いながら会話をお願いします。</p>

(4) 帰省について	<p>○ 飛行機に乗る前から帰省は始まっています。</p> <p>○ 帰省の2週間前から飲み会を避ける等感染リスクが高まる行動は控えるようお願いします。帰省前10日間は、検温等体調管理を徹底し、体調不良時は帰省の延期検討をお願いします。</p> <p>○ 帰省中に祖父母など高齢の方と接するときは、マスクの着用など特に注意をお願いします。</p>
2. 事業者への依頼	<p>○ 事業者の皆様におかれましては、テレワークやリモート会議の積極的な導入及び職場内の3密対策の徹底、並びに「感染拡大予防ガイドライン」の策定及び遵守等、新型コロナウイルスとの共存を可能とする業務形態の構築をお願いします。</p> <p>○ 各店舗や施設等においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、アクリル板等仕切りの設置、室内換気、従業員のマスク着用や健康管理等を徹底して利用は4人以下、2時間以内となるよう営業活動をお願いします。</p> <p>○ 感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」についても、積極的な活用をお願いします。</p>
3. 休業要請	<p>○ 集団感染等が発生し、感染拡大の恐れがある場合や医療提供体制の維持に必要な場合等は、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業要請を行います。</p>
4. 時短営業要請	<p>○ 集団感染等が発生し、感染拡大の恐れがある場合や医療提供体制の維持に必要な場合等は、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に営業時間短縮の要請を行います。</p> <p>【1月8日決定】</p> <p>○ 以下の地域の飲食店及び接待を伴う遊興施設等においては、営業時間を、朝5時～夜10時までとするよう要請</p> <p>(1) <u>那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市・宮古島市・石垣市</u> 時短要請期間 1月12日(火)～1月31日(日) 協力金:80万円</p> <p>※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。</p> <p>※ 那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市・宮古島市・石垣市の協力金の対象は、対象市内において、1月8日時点で営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者とする。</p> <p>【12月14日決定(12月23日更新)】</p> <p>○ 以下の地域の飲食店及び接待を伴う遊興施設等においては、営業時間を、朝5時～夜10時までとするよう要請</p> <p>(1) <u>那覇市・浦添市・沖縄市</u> ①時短要請期間 12月17日(木)～12月28日(月) 協力金:48万円 ②時短要請期間(延長) 12月29日(火)～1月11日(月) 協力金:56万円</p> <p>(2) <u>宜野湾市・名護市</u> 時短要請期間 12月25日(金)～1月11日(月) 協力金:72万円</p> <p>※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。</p> <p>※ 那覇市・浦添市・沖縄市の延長要請分及び宜野湾市・名護市の協力金の対象は、対象市内において、12月23日時点で営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者とする。</p> <p>○ なお、当該時短要請期間におけるGo To イートの利用については、県全域で夜10時までには制限します。</p>
5. イベントの開催関連	<p>○ 県内イベントの開催については、その規模に関わらず3密が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」など、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」に基づき、感染防止対策及び開催要件に沿って実施をお願いします。</p> <p>○ 沖縄県の警戒レベル第3階の間は、収容率50%以内、人数上限5,000人以内となりますが、感染防止対策を十分に講じることができない場合は、開催中止、又は延期等を慎重に検討をお願いします。</p> <p>○ 国の緊急事態宣言の発令されている地域からの参加が想定される広域的・大規模なイベントについては、特に注意をお願いします。</p>

6. 県外との往来関連	<p>○ 国の緊急事態宣言が発令された地域には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急な往来については、自粛をお願いします。</p> <p>○ その他の地域との往来については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <p>※ 国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合は、その時点で往来自粛の対象とします。</p> <p>※ 国の緊急事態宣言が発令された地域(11都府県:東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県・栃木県(1月14日時点))</p>
7. 離島との往来関連	<p>○ 県内離島との往来にあたっては、離島の医療体制は脆弱であることから、マスクの着用など、新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底して頂きますとともに、体調不良の場合は、往来の延期をご検討ください。</p> <p>○ また、来島自粛を求めている離島もあることから、渡航先の受け入れ状況や船舶の運航状況等を各離島市町村のHP等でご確認のうえ、来島自粛を求めている離島との往来は自粛をお願いします。</p>
8. 県外での受験や就職面接等の対応について	<p>○ 受験や就職面接等で県外を訪問する際には、不要不急の外出や人との接触を可能な限り避けるほか、マスクの着用や3密(密閉・密集・密接)の回避、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上での行動をお願いします。</p> <p>帰沖後も、健康観察を行うこととし、風邪の症状等がある場合は、登校を控えるようお願いします。</p>
9. 離島空港・離島港湾	<p>○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。</p>
10. その他	<p>○ 感染者本人やその家族、並びに関係者に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷は決して許されるものではありません。感染を「自分事(ごと)」として考え、配慮をお願いします。</p> <p>○ 感染拡大防止対策として、沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」及び厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の登録をお願いします。</p>

**警戒レベル第3段階における沖縄県対処方針の具体的実施内容
(感染拡大を食い止めるための緊急特別対策の実施について)**

II 医療体制

項目	実施内容
1. 病床数等の確保状況	
(1)病床数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床数については、8月10日に医療フェーズ5:最大425床の確保を目標に設定。 ○ 医療フェーズ4(最大260床の確保を目標)に引き上げ(10月9日) ○ 宮古・八重山地域の医療フェーズ5に引き上げ(10月16日) ○ 宮古・八重山地域の医療フェーズ4に引き下げ(11月17日) ○ 宮古地域の医療フェーズ5に引き上げ(12月9日) ○ 県内全地域で医療フェーズ5に引き上げ(1月14日)
(2)宿泊療養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、7月30日より、那覇市内に宿泊療養施設(60床)の運用を開始し、8月4日から那覇市内で追加開設(100床→8月12日から200床)。 ○ 宮古地域は8月12日開設(30床)、八重山地域は8月4日開設(30床→8月7日から50床)。 ○ 北部地域は10月20日開設(30室)。 ○ 中部地域での新たな開設に向け検討中。
2. 入院体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行うため、疑い患者を受け入れるとした救急・周産期・小児医療機関に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関への補償を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。 ○ 新型コロナウイルス感染症患者等の救急搬送状況を把握するとともに、受入医療機関の情報収集を行い、必要に応じて消防機関へ情報提供し、地域の救急搬送体制を維持する。
3. 無症状者や軽症者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山県域に宿泊療養施設を設置し、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での療養が可能となるような体制の整備を進める。 ○ 自宅待機者対応コールセンターの設置 総括情報部内に自宅待機者(入院調整中及び自宅療養中)対応のコールセンターを設置し、療養環境を判断するために必要な基礎情報を収集するとともに、自宅療養者と判断された感染者については、健康状態の把握する。 ○ 自宅療養者向けの配食サポート 新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅での療養を行う患者に対して、食材等の支援を行い、日常生活をしながら療養することに対する不安や負担を軽減するとともに、買い物のための外出による感染拡大を防止する。
4. 外来医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。

<p>5. 検査体制の強化</p> <p>(1)PCR検査件数/日</p> <p>(2)PCR検体採取施設</p> <p>(3)保険診療による行政検査</p>	<p>○ 1日の最大検査件数について、PCR検査:3,386件、抗原検査:3,570件への拡充に取り組んでいる。</p> <p>○ 北部地区、浦添市、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。</p> <p>○ 無症状の濃厚接触者へのPCR検査を再開する。</p> <p>○ 239ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関又は診療検査機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。</p>
<p>6. 離島対策</p>	<p>○ 患者搬送発生等には適宜対応出来るよう、自衛隊・海上保安庁との連携体制を維持する。</p> <p>○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。</p>
<p>7. 衛生資機材(医療用マスク・防護服等)の確保</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。</p> <p>○ 県備蓄分について確保を進める。</p>
<p>8. 情報収集・分析・発信</p>	<p>○ KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。</p> <p>○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。</p> <p>○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。</p> <p>○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。</p>
<p>9. 渡航者への対応(水際対策)</p>	<p>○ 那覇空港等に設置した旅行者専用相談センター沖縄(TACO)において、サーモグラフィー等により発熱が確認された旅行者を迅速に検査へと繋げる対策を行う。</p> <p>○ 県内の感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、接触確認アプリ「COCOA」や濃厚接触者通知システムLINEアプリ「RICCA」の利用促進を図るとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかける。</p>
<p>10. クラスター対策(病院、社会福祉施設)</p>	<p>○ 総括情報部内に「医療機関・福祉施設支援チーム」を設置し、病院及び社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取り組みを継続して行う。</p> <p>○ 具体的には、クラスター発生、または発生するおそれのある医療機関・社会福祉施設において感染症指導を行うICT(感染管理チーム)・ICN(感染管理看護師)の派遣体制の整備を行うとともに、次の感染拡大期に向けて、看護師を派遣し、社会福祉施設における感染防止対策の指導・助言を実施する。</p> <p>○ また、引き続き医療機関・社会福祉施設内における患者発生情報の収集を実施する。</p>
<p>11. 医療コーディネーターチーム</p>	<p>○ 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネーターチームの人員を増強して対応してきたが、現在の新規感染者数の動向を踏まえて、段階的に通常体制に移行中。</p> <p>○ 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。</p>

12. コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のインフルエンザとの同時流行に備えて、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を、発熱者を含む相談窓口として体制を強化する。それに伴い、感染状況やコールセンターの応答率を踏まえて、昼間は最大20回線、夜間最大10回線に増設して対応予定。
13. 接触経路の追跡	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。
14. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額：病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科、歯科) 200万円 無床診療所(医科、歯科) 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円 ○ 申請期限：令和3年2月28日(予定)
15. 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者等に対し、慰労金として最大20万円を支給する(その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員は5万円を支給する)。 ○ 対象者は、県内1例目発生日(2月14日)から6月30日のうち10日以上勤務したものの ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 申請期限：令和3年2月28日
16. 新型コロナウイルス感染症流行下妊産婦支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対し、助産師等の訪問による専門的なケアや電話相談等を実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症に不安を抱える分娩前の妊婦が、かかりつけ医と相談し希望する場合、ウイルス検査費用を公費負担する(上限20,000円)
17. 介護施設等へのPCR検査の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染した場合に重症化のリスクが高い高齢者が利用する介護施設における感染拡大防止や、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の機能を維持していくため、介護施設及び医療機関の職員を対象にPCR検査を実施します。
18. 新型コロナウイルスワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村においてワクチンを接種する。 ○ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置等は、予防接種法の現行の規定を適用する。
(1)国の役割	①ワクチンの確保 ②購入ワクチンの卸売業者への流通の委託 ③接種順位の決定 ④健康被害救済に係る認定 ⑤副反応疑い報告制度の運営 等
(2)県の役割	①地域の卸売業者との調整(ワクチン流通等) ②市町村事務に係る調整(接種スケジュールの広域調整等) ③専門的相談対応 等
(3)市町村の役割	①住民への接種勧奨・個別通知 ②接種手続きに関する一般相談対応 ③健康被害救済の申請受付、給付 ④集団接種会場の確保 等
(4)接種順位の大きなイメージ・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療従事者等(先行接種：約 1万人) 2月下旬 ○ 医療従事者等(優先接種：約300万人) 3月中旬 ○ 高齢者(3,000万人～4,000万人程度) 3月下旬 ○ 高齢者以外で基礎疾患を有する者 ○ 高齢者施設へ等の従事者
(5)接種場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 住民票所在地の市町村 ○ 例外 住民票所在地外でも接種可(長期入院者、被災者、単身赴任者、出産のための里帰り妊産婦等)

18. 年末年始の医療等提供体制	
(1)総括情報部の体制	○ 総括情報部が実施している入院調整、宿泊調整、宿泊療養対応、自宅療養・健康観察対応、患者移送、施設支援、患者情報・ブリーフィング対応等については、年末年始期間中も実施する。
(2)保健所の体制	○ 保健所が実施している発生届対応、就業制限・解除、入院勧告業務、患者移送、濃厚接触者対応等業務については、年末年始期間中も原則として対応する。
(3)検査体制	○ 検査体制(行政検査、保険診療)については、緊急対応も含め年末年始も検査受入体制を整えている。
(4)医療体制	○ 重点医療機関(23機関)において、救急診療及び新型コロナウイルス感染症診療を行う。 ○ 重点医療機関の負担を軽減するため、12/30-1/3に診療を継続していただくよう依頼した結果、24医療機関(10病院、14診療所)が診療を行う。
(5)医療提供体制の確保支援	○ 12/31～1/3の間、救急病院の機能を兼ねている重点医療機関に発熱患者が集中しないように、診療継続に協力する医療機関に協力金を交付する。 病院:40万円/日 診療所:20万円/日 ○ 12/29～1/3の間、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入をした重点医療機関等への患者受入協力金の単価を2倍に拡充する。 ○ 12/29～1/3の間、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入人数が通常時と比べ減少しないよう、重点医療機関等に対する空床確保料の単価を2倍に拡充する。

警戒レベル第3段階における沖縄県対応方針の具体的実施内容
(感染拡大を食い止めるための緊急特別対策の実施について)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

項 目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底したうえで、全ての県立学校を通常登校とする。 ○ ただし重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後学期の学部授業は、学年ごとに分散登校とし、対面授業と遠隔授業を併用して実施する。 ○ 実習は受入施設の状況に応じて、学内実習又は臨地実習とする。ただし、別科助産専攻は前期と同様に臨地実習とする。 ○ 大学院生の研究指導は、指導教員と調整をしながら実施する。 ○ 感染発生に備え、大学院生は、大学への出入時間と院生室の使用時間を記録する。また、院生室の利用は9月10日からとする。 ○ 図書館は9月23日から利用者ごとに一定の利用制限を設けて閲覧利用等を再開する。ただし、学外者の閲覧利用等は引き続き禁止とする。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔授業を継続するが、感染対策を講じた上での面接受業の実施が適切と判断されるものについては、面接受業を実施する。 ○ 学生に対し、授業又は授業外学習等のため大学施設を利用する場合を除き、構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、通常の教育活動(講義・実習)を実施する。 ○ 派遣実習については、派遣先との調整の上、実施する。
3. 高専、私立学校等	
(1) 私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。

(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの職業訓練を実施する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室内は、2メートル離して配席し、全員マスク着用で講義を行い、冷房使用時も一部開放して密閉を防ぎ、定期的に換気を行う。 ○ 寮室は、マスク着用して不要な接触を避け、各自2メートルの距離をとり、開口部を設定し換気を行う。 ○ 寮室内、各教室等に消毒液を設置し、使用した設備・備品等は消毒を行う。 ○ 入校生は、手洗い、手指消毒を励行し、毎朝晩の検温、健康チェックを行う。 ○ 食堂及び入浴は、小隊ごとの交替で利用し、食事は横並びに着席とする。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請する。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請する。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園を検討することを依頼する。

5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。
②青少年の家	○ 地域の感染拡大の状況に応じた感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。
③埋蔵文化財センター	○ 感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。(一部施設は当分の間休室とする)。 ○ イベント等に際しては、状況に応じて利用者の人数制限等の対策を講ずる。
④地域環境センター	○ 感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの事業を実施する。
⑤博物館・美術館	○ 通常開館とする(一部施設は当分の間休室)。感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。
⑥沖縄空手会館	○ 感染防止対策を徹底した上で、利用者の受入れ(専用利用のみ)を行う。 ○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。 ○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 県のガイドライン等に基づく3密対策として展示室の入室制限を実施、会議室、ホールの収用人数制限を実施する。
⑧公文書館	○ 感染拡大予防ガイドラインに基づき、閲覧室及び展示室への入室制限を実施する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 感染防止対策を徹底した上で通常どおり開園する。ただし、感染防止のため施設の利用制限を実施する。
②奥武山総合運動場	○ 奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)は利用できるものとする。 ○ ただし、個人利用については、人数や使用方法等について一部制限を行う。 ○ なお、利用者には各種ガイドラインに沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域は通常の施設運営とする。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限を行う場合がある。
④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場は通常の施設運営とする。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限を行う場合がある。
⑤県営8公園施設	○ 屋外施設、遊具等及び駐車場は通常どおり利用出来るものとする。ただし、屋内施設の利用については、3密対策等感染防止対策の取組状況を確認のうえ、施設毎に検討していくこととする。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付を行う。
⑦平和創造の森公園	○ 感染防止対策を徹底した上で、通常どおり開園する。

(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
②万国津梁館	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
③沖縄県総合福祉センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの事業を実施する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの事業を実施する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。

※ 在沖米軍における感染防止対策の徹底及び積極的な情報開示について、引き続き要請を行う

事業活動及び県民に対する支援策等

項目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。 ○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ
②納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。
③国民健康保険料(税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。 ○ 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)
④県営住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。 ○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。 ○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。
⑤緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内 ○ 申請期限:令和3年3月末まで
⑥総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内※ ※日常生活の維持が困難な場合、更に3ヶ月以内延長可 ○ 申請期限:令和3年3月末まで(延長については、令和3年6月末まで)
⑦住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。また、同支給額が実際の家賃を下回る方々に対して、県独自の支援給付金を支給する。 ○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関(支援給付金は県保護・援護課)
⑧傷病手当金(健康保険)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。※4日目から支給 ○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など
⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者または事業主の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 ○ 相談先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL:0120-221-276) ○ 支給額:休業前賃金の8割(日額上限 11,000円)

(2)相談対応	
①見守り活動の実施	○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。
②ひとり親家庭対応	○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。
③DV、児童虐待対応	○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。 ○ 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。
④特殊詐欺等対応	○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。
⑤学生等対応	○ 大学、専門学校等の学生緊急相談窓口設置を設置し、相談対応を実施。
2. 事業者向け支援策	
(1)支援策	
①雇用調整助成金 (国事業)	○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。 ○ 雇用調整助成金の特例措置等は、令和2年9月末から、令和3年2月末まで延長される。
②沖縄県雇用継続助成金事業	○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、県が上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。 ○ 受付・問い合わせ先: 事業主向け雇用支援事業事務局 (TEL: 098-941-2044) ○ 助成率(休業手当に対する割合): ①緊急対応期間以外の特例期間(1月24日～3月31日) 大企業: 国1/2 県1/6 (企業1/3) 中小企業: 国2/3 県1/6 (企業1/6) ②緊急対応期間(4月1日～令和3年2月28日)※解雇等あり 大企業: 国2/3 県1/6 (企業1/6) 中小企業: 国4/5 県1/10 (企業1/10) ③緊急対応期間(4月1日～令和3年2月28日)※解雇等なし 大企業: 国3/4 県1/4 中小企業: 国10/10 県なし ○ 申請期限: 国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内(消印有効) ○ 沖縄県雇用継続助成金事業は、国の雇用調整助成金等の特例措置等の延長(2月末まで)に伴う支給決定も対象。
③小学校休業等 対応助成金 (国事業)	○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対し助成を行う。 ○ 申請先: 学校等休業助成金・支援金受付センター ○ 相談先: コールセンター(TEL: 0120-60-3999) ○ 支給額: 賃金相当額×10/10(1日最大: 15,000円/人) ○ 対象期間: 令和3年2月28日
④農林漁業セーフ ティーネット資金 貸付等	○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。
⑤経営継続補助金 (国事業)	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。

<p>⑥工業用水道料金関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。 ○ 相談先：配水管理課(TEL:098-866-2810) ○ 納期限の延期：令和2年12月～令和3年3月使用分 ○ 申請期限：納期限の延期については納期限の7日前まで、それ以外の支援策については、随時相談。
<p>⑦持続化給付金(国事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付する。 ○ 相談先：持続化給付金事業 コールセンター(TEL:0120-115-570) ○ 給付額：法人最大200万円 個人事業主：100万円 ○ 申請期限：令和3年1月15日
<p>⑧家賃支援給付金(国事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して家賃支援給付金を支給する。 ○ 相談先：家賃支援給付金コールセンター(TEL:0120-653-930) ○ 給付額：月額最大 法人100万円(個人事業主：50万円)×6ヶ月分 ○ 申請期限：令和3年1月15日
<p>⑨県中小企業セーフティネット資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」と併せて、同感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間については、同感染症の影響を勘案し、今後、決定。 ○ 相談先：県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額：1企業、1組合当たり3,000万円以内 ○ 取扱期間：当分の間
<p>⑩新型コロナウイルス感染症対応資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間は、令和2年12月31日までに保証申込を受付たもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。 ○ 相談先：県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額：1企業、1組合あたり4,000万円以内 ○ 取扱期間：令和2年12月31日までに保証申込を受付たものでかつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。
<p>⑪うちなーんちゅ応援プロジェクト(営業時間短縮協力金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間短縮要請の発出(令和3年1月8日)に伴い、那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、名護市、宮古島市、石垣市の飲食店及び接待を伴う遊興施設等に対し、時短要請期間の全期間時短に協力した場合、協力金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策協力金コールセンター(TEL:098-856-4427) ○ 時短要請期間：令和3年1月12日～令和3年1月31日 ○ 給付額：1事業者一律80万円 ○ 受付期間：検討中
<p>⑫うちなーんちゅ応援プロジェクト(営業時間短縮協力金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間短縮要請の発出(12/14及び12/23)に伴い、那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、名護市の飲食店及び接待を伴う遊興施設等に対し、時短要請期間の全期間時短に協力した場合、協力金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策協力金コールセンター(TEL:098-856-4427) ○ 時短要請期間 <ul style="list-style-type: none"> ①令和2年12月17日～令和2年12月28日(那覇市/浦添市/沖縄市) ②令和2年12月29日～令和3年1月11日(同上) ③令和2年12月25日～令和3年1月11日(宜野湾市/名護市) ○ 給付額：上記①の場合、営業時間短縮協力金、1事業者一律48万円 上記②の場合、営業時間短縮協力金、1事業者一律56万円 上記③の場合、営業時間短縮協力金、1事業者一律72万円 ○ 受付期間：令和3年1月4日～2月28日

⑬納税の猶予	○「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。
⑭うちなーんちゅ 応援プロジェクト (緊急支援金、休業協力金、支援金) ※受付終了	○ 感染拡大により、売上げの大幅な減少等の経済的な影響を受ける飲食店や小売業等及び県が行った休業要請の対象施設について、事業継続支援等の観点から、支援金及び休業協力金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県支援金等相談センター（TEL：098-851-9990） ○ 給付額：緊急支援金（飲食店向け）：10万円 休業協力金（休業要請施設）：20万円 支援金（小売業、旅行業（無店舗）等）：10万円 ○ 申請期限：緊急支援金：4月30日～6月15日 ※受付終了 休業協力金：5月11日～6月30日 ※受付終了 支援金：5月15日～6月30日 ※受付終了
⑮うちなーんちゅ 応援プロジェクト (休業協力金・営業時間短縮協力金) ※受付終了	○ 緊急事態宣言（令和2年7月31日）の発出に伴い、那覇市松山地域、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等への休業に伴う20万円の協力金、那覇市内の飲食店の営業時間短縮要請（朝5時～夜10時まで）に伴う10万円の協力金支給を実施する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策協力金コールセンター（TEL：080-8594-7947） ○ 給付額：休業協力金20万円、営業時間短縮協力金10万円 ○ 申請期限：那覇市（8月17日～11月30日まで受付延長）※受付終了 宮古島市、石垣市（8月24日～11月30日まで受付延長）※受付終了
⑯安全・安心な島づくり応援プロジェクト ※受付終了	○ 沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し一律10万円の奨励金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策奨励金コールセンター（TEL：098-987-4507） ○ 主な対象業種 宿泊業、レンタカー業、貸切バス業、マリンレジャー業、ツアーガイド、理容業、美容業、農林水産業、建設業、土木業、卸売業など ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了
(2)各事業者向け	
①農林水産業向け	○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等 ○ 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等 ○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援（貨物専用臨時便の確保対策等）
②文化事業者向け	○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る支援を行う。
③スポーツイベント主催者向け	○「新しい生活様式」に即したスポーツツーリズムに資するオンライン等スポーツイベントの開催などに要する経費を支援する。
④公共交通事業者向け	○ 公共交通機関における感染防止対策の定着を支援するため、「沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業」により、事業者の事業規模に応じた奨励金を支給する。 ○ 支給額 ・路線バス 5万円／台 ・法人タクシー 4万円／台 ・離島航路 10万円～160万円／社 ・離島航空路 140万円／機 ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了 ○ 個人タクシー（約1,200事業者）は、各事業者1台の経営形態であることから、1事業者あたり10万円の奨励金を支給する。 ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了

<p>⑤医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額：病院（医科、歯科） 200万円+5万円×病床数 有床診療所（医科、歯科） 200万円 無床診療所（医科、歯科） 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円 ○ 申請期限：令和3年2月28日（予定）
<p>⑥高齢者・障害者施設等における感染症対策徹底支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品購入などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県または、沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額 サービス類型毎に設定 （例：高齢者施設等）通所介護（通常規模型）89.2万円/事業所、訪問介護53.4万円/事業所、特養3.8万円/定員 （例：障害者施設等）施設入所支援121.5万円/施設、居宅介護11.5万円/事業所、生活介護75.7万円/事業所 ○ 申請期限：令和3年2月末
<p>(3)相談対応</p>	
<p>①雇用調整助成金相談窓口体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の維持を図るため、地域の商工会と連携した出張相談窓口を設置するなど、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。 ○ 相談先：事業主向け雇用支援事業事務局（TEL：098-941-2044） ○ 開設時間：9:00～17:00（土・日・祝日除く）
<p>②支援機関の窓口相談体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会・商工会議所等による個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等に対する支援により、小規模事業者等に対する窓口相談体制を強化する。
<p>③公共工事の関連の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。 ○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。
<p>3. その他対応</p>	
<p>(1)その他対応</p>	
<p>①便乗値上げ防止要請等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保・便乗値上げ防止を要請する。
<p>②観光客・観光事業者への情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。 ○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。 ○ 観光客に対してRICCAへの登録を促進し、新型コロナに関する各種情報提供を行う。
<p>③在住外国人への生活支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。
<p>④廃棄物取扱方法の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。 ○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。
<p>⑤警戒活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県が発表する注意報や警報に対応した警戒活動の強化。
<p>⑥感染拡大防止と社会経済活動両立サポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ RICCAにおいて、感染防止対策徹底宣言シーサーステッカー掲示店舗のクーポンを発行することで事業活動を応援する。 ○ 店舗やイベント等で万が一集団感染が発生した場合、LINEメッセージにより接触可能性のお知らせを行い、健康観察の徹底等を促すことで感染拡大防止へつなげる。